

令和7年度

東広島市立八本松小学校PTA

PTA活動ハンドブック

(令和7年度PTA総会資料)



令和7年度のPTA活動について

～できる人が、できる時に、できることを～

八本松小学校PTAは、家庭や学校、地域が協力しながら、子どもたちの健やかな成長や、安心して過ごせる学習環境づくりを目指して、日々活動をしています。中でも、保護者の皆様に負担がかかりすぎないよう、無理のない範囲でできる活動を目指しています。

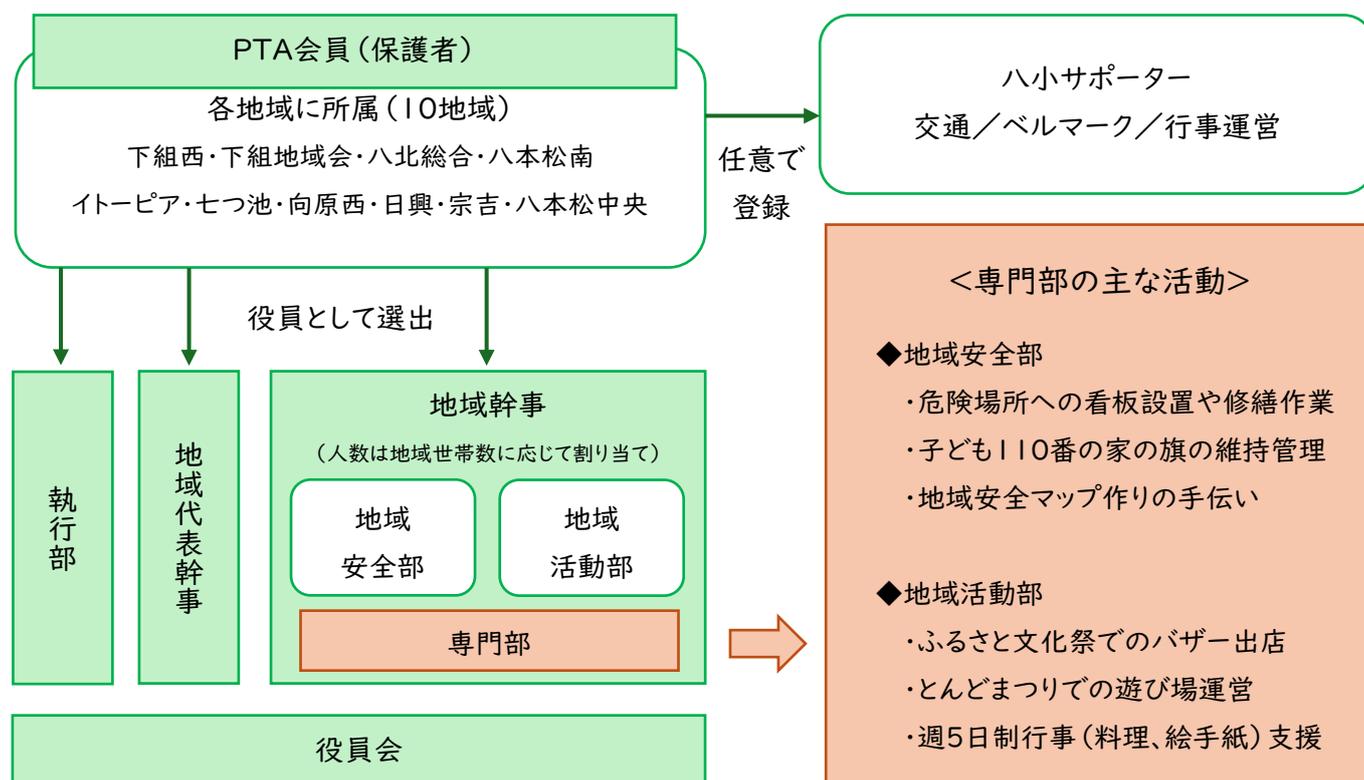
また、八本松小学校PTAでは、令和7年度から、PTA入会のご意思（「学校からの個人情報提供」や「PTA会費の支払い方法」への同意）をあらためて書面で確認させていただくこととなりました。今後も、活動内容を時代に合わせて柔軟にアップデートしながら、誰でも無理なく活動に参加できるようにすることで、皆様にご理解とご協力をいただけるPTAを目指して参ります。引き続き、お力添えを賜りますよう、どうかよろしくお願い申し上げます。

八本松小学校PTA 活動の目的

本会の目的は次のとおりとする。

- (1) 八本松小学校の児童の生きる力、考える力、夢と心を育てる。
 - (2) 情報の共有、連携や学校支援を通じて会員の教育実践力の向上を図る。
 - (3) 地域と一体となり、児童の安心、安全な生活を守る。
 - (4) 学校、家庭、地域及び社会における児童の福祉の増進を図る。
- (八本松小学校PTA会則 第3条)

組織図



役員の選出方法

令和7年度から、クラス役員を廃止しました。執行部役員を除き、役員は各地域で選出していただきます。

地域からの選出は、地域代表幹事と地域幹事です。地域代表幹事は、各地域1人（世帯数の多い下組地域会は2人）です。地域幹事は、地域の世帯数に応じて人数の割り当てがあります。概ね11世帯に1人の割合です。地域幹事は、地域代表を補佐しつつ、専門部の地域安全部または地域活動部のどちらかに所属して、PTA全体の活動にも取り組みます。

選出方法は、立候補が基本です。立候補がない場合は、それぞれの地域で定める免除ルールも踏まえながら、地域総会でくじを引くなどして選んでいます。なお、役員会の申し合わせにより、執行部役員経験者は地域代表と地域幹事のいずれも免除となります（七つ池を除く）。

八小サポーター

役員にならなかった皆様には、参観日の駐車場整理やベルマーク集計作業、行事運営などで、ご参加いただける方を「八小サポーター」として募集いたします。短時間でも構いません。ご興味のある活動にご協力をいただきますようお願いいたします。

PTA会費

一家庭につき年会費1,200円（学校納入金と合わせて、6月に口座引き落としをさせていただきます）

PTA会費の主な使い道（予定）

- ・各地域での活動費（地域総会の施設使用料や資料印刷費など）
- ・専門部での活動費（看板修繕やバザー備品など）
- ・執行部主催の草刈りと親子クリーン活動（草刈り機の燃料費や参加者の飲み物など）
- ・運動会での保護者観覧エリアを設けるための杭やロープ
- ・学校を花で彩るための花の苗（保護者と児童と一緒に活動）
- ・学校図書館の本の修繕活動
- ・卒業式と入学式の会場を飾る花

特別会計について

八本松小学校PTAでは、皆様から頂戴する会費とは別に、制服リサイクル販売や飲食バザーなどの収益を積み立ててきた特別会計があります。学校の周年行事など大きな金額が必要な時のために歴代会員が少しずつ貯めてきました。この収益を活用し、昨年度は、創立50周年記念としてさまざまな事業を展開することができました。

このほかにも、バザー収益を活用して卒業生にコサージュと生花、新入生に防犯ブザーを贈呈する予定にしています。また、とんどまつりでの子どもの遊び場に来た子どもたちへの景品のお菓子の購入にも活用しています。

本年度は、広報誌やチャット等を積極的に活用し、PTA活動の「見える化」にも力を注ぎます

PTA加入のお願い

★PTAの入会は任意であり、強制ではありません★

八本松小学校PTAは、八本松小学校に通うすべての子どもたちの「生きる力、考える力、夢と心を育てる」ために、保護者(P)と教員(T)が手を取り合って活動している任意組織(A)です。会員一人一人が無理のない範囲で楽しみながら、子どもたちの健やかな成長や、より良い学校生活のための活動を目指しています。

保護者の1人1人の力は微力ですが、お互いができることを協力し合うことで、子どもたちをサポートする大きな力になれると思います。子どもたちのために、保護者の皆様のご理解とご協力を賜りたく、ぜひとも引き続きPTAにご加入いただきますようお願いいたします。

書面による入会同意について

「なぜ、急に同意書？」と疑問に思われる方もいらっしゃるかもしれません。PTAは、もともと加入が任意ですが、どれほどの方が、その意識をお持ちでしょうか。会費も学校の諸経費と同じように引き落としのため、気が付いたら入会していた、あるいは、入会が当たり前と思っていた、という方が多いのではないのでしょうか。

ただ、ここ数年のPTA総会等で、「加入が任意であるなら、きちんとその意思を確認すべき」といったご意見をいただきました。他市ではすでに書面での同意確認が導入されているケースも見られます。

そこで、八本松小学校PTAでも令和7年度から、**PTA入会のご意思(「学校からの個人情報の提供」や「PTA会費の支払い方法」への同意)**をあらためて書面で確認させていただくことにしました。

入会同意書の導入に当たって

保護者の皆様が、入会に同意していただけるPTAを目指し、総会や役員会でのご意見も踏まえながら、さまざまな見直しを実施してきました。

① 役員の負担軽減

・役員数の見直し、クラス役員の廃止

役員選出総数(執行部除く):2018年度(約140人)→2023年度(118人)→2025年度(41人)

・役員会の見直し(毎月1回→年3回)

・ボランティアの導入(役員の方の行事での支援を削減)※新年度はサポーターに

・会員向けオープンチャットの開設(印刷と配布を簡略化)

② 会費・予算の見直し

・1世帯当たり月額200円から月額100円に(年間2,400円→1,200円)

・学校への寄付的な支出の廃止(PTA活動での用途に)

在学途中での入退会について

在学途中で入会・退会される場合は、届をご用意しますので、教頭先生までご連絡をいただき、必要事項をご記入の上でご提出ください。会費につきましては、毎月1日時点で判断し、年会費を月割りして差額の返還または、年度の残り分の徴収をさせていただきます。

例:6月2日に退会された場合→7月～翌年3月までの9カ月分(900円)を返還

八本松小学校PTA 入会同意書の導入にあたってQ&A

※一部再掲載※

2月に実施したPTA説明会でも配布しました「入会同意書の同意にあたってのQ&A」をあらためて掲載します。多くの方が気になると思われる疑問について、Q&A形式でまとめています。目を通していただき、参考にさせていただけると幸いです。なお、一部は再掲載ですが、皆様のご意見を踏まえて修正しています。下線を引いたところが、前回お配りしたのから修正箇所です。

Q1 入会したらどんなメリットがありますか？

メリットやデメリットに関しては、人によって価値観が違いますので、一概に説明することはできません。

民間の課金サービスのように、1,200円の会費を払えば、単純に1,200円程度の対価が得られるわけではありません。ただ、子どもたちの安心安全な登下校や、学習環境の充実など、一人一人の小さな力が集まることで、大きな効果が生まれています。

また、子どもの学校行事に深くかかわることで、子どもたちの成長を間近で感じることができます。PTA活動を通じて、保護者同士や学校の先生方とのつながりがたくさんできることは財産かもしれません。ただ、人によってはそれが負担であったり、デメリットだと思ったりすることもあります。

保護者同士が協力することで、知らないうちに子どもたちや先生方、地域に良い影響を与えていることもあるかもしれません。大人が協力する姿を見て、子どもたちも学ぶところもあるでしょう。

学校行事のサポートや、草刈りなどの清掃活動をすることで、先生方の負担も軽減されます。そのことは、教職員の方々がより教育活動に専念できることにつながります。

さらに、保護者がPTAという大きな組織としてまとまることで、通学路の安全確保の要望を届けたり、学校とのコミュニケーションを円滑に図ることもできます。

役員という形でなくても、皆さんが会費を支払ってくださることも大切な協力の形です。「できる人が、できる時に、できることを」の精神を大切に、無理のない形で今後も活動を続けていきたいと考えています。

Q2 必ず入会しないとイケないのですか？

入会は任意です。これまでと同様に、いつでも入退会できることに変わりはありません。ただ、これまで、入会
の意思を明確に確認せず、小学校の入学と同時に加入となっていたというのが現状です。このたび、入会の意思をきちんと確認させていただくため、同意書を書面で提出していただくことにしました。

Q3 PTA入会に同意すると、役員をしなければいけないのですか？

八本松小PTAは任意団体です。入会後に、ご意思に反する仕事(会員活動や役員活動)を無理強いすることはありません。一方で、役員のお仕事は、私たち保護者が、子どもたちや先生方と、そして保護者同士でつながることができる貴重な機会です。興味を持ち、参加していただくとありがたいです。

Q4 入会しなかったらどうなりますか？

これまでと変わりません。また、基本的には非会員ということをPTAが周りに公表することはありません。ただ、非会員の方が増えると予算や担い手が足りなくなり、子どもたちや学校に貢献できることが少なくなります。

Q5 入会しなかったら子どもへの対応はどうなりますか？

これまでと変わりません。八本松小PTAは、在籍するすべての子どもたちのために活動する組織です。会員と非会員の子どもに対して違いを設けるつもりはございません。例えば、卒業生へのお祝いのコサージュと生花や地域行事での景品の配布なども区別をつけずに対応します。なお、会員と非会員の方の不公平感を踏まえ、児童それぞれに配布するお祝いや景品などは、会費収入を充てるのではなく、バザー収益を活用したいと考えています。

Q6 入会しないと登校班に入れませんか？

登校班はPTAが編成していますが、PTAの会員と非会員の子どもで区別を設けるつもりはありません。これまで通り、すべての子どもたちが登校班に入ることができます。但し、児童の安全確保のため、PTAに加入されていなくても旗当番をお願いさせていただきます。

Q7 入会したらいつまで会員になりますか？

入会同意書を提出していただいたら、その後は毎年自動で更新します。また、いつでも入退会できます。その場合は所定の届を提出していただきます。会費の取り扱いにつきましては、毎月1日時点の在籍状況で判断し、月割り計算で差額の返還や徴収をさせていただきます。お子さんの卒業や転校などで八本松小学校に在籍でなくなれば自動的に退会となります。

Q8 入会しない場合は理由を説明しなければいけませんか？

差し支えなければ、お教えいただくと幸いです。今後のPTA活動の参考とさせていただきます。

Q9 入会したいけれど会費を払う余裕がありません

そのようなご事情がある場合は、教頭先生またはPTA会長までご連絡ください。その際に知った情報を第三者に漏らすことは一切ありません。

※このほか、説明会後に皆様からメールでいただいたご意見に対する回答は35ページ以降に掲載させていただきます。こちらも合わせてご覧下さい

令和7年度 八本松小学校PTA定期総会

1) 報告事項

第1号	令和6年度活動報告	P.8~13
第2号	令和6年度決算報告	P.14~16
第3号	令和6年度会計監査報告	P.15

2) 承認事項

第1号議案	八本松小学校PTA会則改正案	P.18~21
第2号議案	令和7年度役員選出	P.22、23
第3号議案	令和7年度活動計画案	P.24
第4号議案	令和7年度予算案	P.25
第5号議案	令和7年度特別会計予算案	P.26

報告事項 第1号 令和6年度 PTA活動報告(その1)

	学校・PTA活動	執行部	役員会
3月	25日:離任式	23日:新旧執行部会 ・会計監査 ・防犯パトロール	2日:第8回役員会、新旧合同役員会
4月	8日:就任式、始業式、入学式 19日:授業参観、懇談会、PTA総会	17日:役員選出アンケート集計 19日:役員決め立ち合い、PTA総会執行部会	
5月	2日:遠足 11日:草刈り 27日:運動会	2日:執行部会 10日:PTA総会だより配信 11日:草刈り、市PTA連合定例総会 17日:役員会だより配信 18日:執行部会(運動会準備) 25日:運動会	2日:第1回役員会 ・各部会、地域からの報告 ・運動会について ・草刈りについて ・報告書について、活動費について
6月	13、14日:宿泊学習(5年生) 21日:授業参観、教育講演会	2日:市民スポーツ大会(陸上) 6日:県PTA連合会会長研修会 7日:執行部会 23日:朝山正悟さんバスケ教室 29日:市PTA連合会あり方研修会	
7月	13日:(週5)将棋教室 22日:夏季休業開始	27日:防犯パトロール	
8月	22日:学校保健委員会 24日:親子クリーン活動 27日:前期後半開始	12日:八本松サマーフェスティバル 24日:親子クリーン活動	
9月	13日:授業参観、教育講演会 14日:(週5)将棋教室	6日:執行部会 8日:市PTA連合会家庭教育講演会	
10月	11日:前期終業式、(週5)料理教室 12日:後期始業式 20日:ふるさと文化祭	4日:執行部会 20日:ふるさと文化祭	
11月	16日:学習発表会、50周年記念式典 22日:子ども安全の日	2日:執行部会 14日:役員会だより配信 16日:学習発表会、50周年記念式典 22日:子ども安全の日 30日:こどもまつり準備	2日:第2回役員会 ・各部会・地域からの報告 ・来年度の役員選出等について ・学習発表会、50周年記念式典について ・こどもまつりについて ・来年度の世帯数調査と役員定数について
12月	1日:こどもまつり 8日:安全マップづくり 13日:持久走大会 23日:後期前半終了(週5)絵手紙教室	1日:こどもまつり 7日:県PTA研究大会 13日:持久走大会 14日:市PTA連合会会長・校長研修会(中止) 26日:来年度の地域代表幹事、地域幹事の割当数を地域代表へ案内	

1 月	7日:後期後半開始 8日:校内書き初め大会		
2 月	2日:とんど祭り(中止) 5日:参観日、PTA説明会 12日:なわとび大会 (1・3・5・た) 13日:なわとび大会 (2・4・6年) 14日:感謝の会 20日:班長交代式 28日:6年生を送る会	2日:とんど祭り(中止) 5日:PTA説明会 7日:入学説明会	
3 月	15日:卒業式 25日:修了式、離任式	2日:執行部会、専門部役員決め、 新旧執行部会 11日:来年度執行部員募集の案内配信 15日:タイムカプセル受付 16日:役員会だより配信 22日:タイムカプセル、防犯パトロール 25日:会計監査、執行部会	2日:第3回役員会、新旧合同役員会 ・各部会、地域からの報告 ・PTA会則、各規定の改廃(審議) ・PTA総会について ・部費、活動費について ・各地域の役員選出と地域総会の 振り返り

報告事項 第1号 令和6年度 PTA活動報告(その2)

	地域代表幹事	広報部	地域活動部	交通部
3月				
4月				8日:入学式 ・交通整理 19日:参観日、PTA総会 ・交通整理、部会
5月	2日:役員会	2日:役員会 26日~:「かしの木」作成		11日:草刈り
6月				14日:宿泊学習 ・お迎えの交通整理 21日:参観日 ・交通整理
7月	各地域ごとにラジオ体操の実施または中止	21日:「かしきの木」配信		
8月			24日:ふるさと文化祭 打ち合わせ(1回目)	
9月			27日:ふるさと文化祭 打ち合わせ(2回目)	13日:参観日 ・交通整理
10月		10日:次号発行内容、 役割決め	5日:ふるさと文化祭買い出し 11日:料理教室受付 19日:ふるさと文化祭前日準備 20日:ふるさと文化祭バザー 23日:絵手紙教室受付 26日:とんどの担当決め	
11月	2日:役員会 22日:こども安全の日 ・登校見守り ・セレモニー参加	2日:役員会 16日:学習発表会 ・撮影		
12月	来年度の世帯数と児童数を報告	1日:こどもまつり手伝い 中旬:冬号の内容決め 17日:6年生アンケート配布	1日:こどもまつり手伝い	

1 月	地域総会、新役員選出	6年生アンケート集計 「かしの木」作成		
2 月	新役員名簿提出	「かしの木」印刷(先生配布用)		5日:参観日 ・交通整理
3 月	1日:役員会、新旧合同役員会	1日:役員会、新旧合同役員会 5日:かしの木配信	1日:役員会、新旧合同役員会 ・部長、副部長決め ・引き継ぎ	

報告事項 第1号 令和6年度 PTA活動報告(その3)

	地域安全部	ベルマーク部	学級委員会
3月			
4月	19日:PTA総会、部会 地域内危険箇所看板調査		
5月	2日:役員会	17日:第1回仕分け作業 ベルマークだより発行	
6月	7日:看板調査票締め切り 10日:看板の見積もり依頼 21日:看板修繕の案内配布	11日:第1回集計作業 ベルマークだより発行	
7月	5日:看板の修繕作業 こども110番の旗設置者の 確認を部員に依頼	12日:第2回仕分け作業 ベルマークだより発行	
8月			
9月		12日:第2回集計作業 ベルマークだより発行	18日:制服リユースの案内 作成と配布
10月	11日:こども110番の旗 調査完了	作業は中止 ベルマークだより発行	15日:制服回収ボックス設置 16日:バザー出欠確認 22日:制服回収ボックス撤去
11月	1日:役員会	19日:ベルマークだより発行	4日:バザー分担表作成 5日:制服、陶器値付け作業 16日:制服バザー 29日:売れ残った制服整理
12月	1日:こどもまつり手伝い 7日:交通安全ボランティア 講習会 8日:地域安全マップづくり		1日:こどもまつり手伝い 17日:とんど出欠確認

1月		作業は中止 ベルマーク日より発行	9日:とんど道具の確認 17日:お菓子の注文 21日:看板、ゲーム備品製作 27日:お菓子を受け取り 29日:とんど準備物確認 30日:とんど設営図配信
2月	子ども110番の旗設置者 へのお礼状と新旗を配布 (28日完了)	27日:第3回仕分け作業 第3回集計作業	17日:卒業記念品打ち合わせ メッセージカード作成の 案内プリント作成・配布 26日:卒業記念品のお願い プリント作成と配布
3月	1日:役員会、新旧合同役員会 ・部長、副部長決め ・引き継ぎ	1日:役員会、新旧合同役員会	1日:役員会、新旧合同役員会 11日:メッセージカード表紙 と裏表紙作成 14日:卒業記念品会計報告 のプリント作成と配布 18日:制服回収ボックス設置 31日:制服回収ボックス撤去、 防虫剤を入れ収納

令和6年度 決算報告

(収入の部)

(単位:円)

項目	当初予算額	決算額	内 訳
1 繰越金	1,021,863	1,021,863	前期貯金残高
2 会費	672,000	619,200	PTA会費 1ヶ月 100円
3 雑収入	0	83	貯金利息
合 計	1,693,863	1,641,146	

(支出の部)

(単位:円)

款	項目	当初予算額	決算額	内 訳
1	会議費	10,000	0	
	小 計	10,000	0	
2	通信費	5,000	4,980	郵送費等
	印刷費	5,000	5,000	印刷機使用料
	備品・消耗品費	80,000	330	熨斗袋等
	小 計	90,000	10,310	
3	会員研修費	10,000	0	
	研修会議参加費	10,000	8,560	
	地域活動費	61,380	18,410	
	学級委員会費	3,000	0	
	ベルマーク部費	20,000	4,433	ベルマーク郵送費等
	広報部費	20,000	11,037	かしの木編集印刷等
	地域活動部費	10,000	1,988	
	地域安全部費	50,000	28,386	看板修繕費等
	交通部費	20,000	11,471	草刈り飲み物代等
	環境整備費	85,000	84,587	
	緑化活動費	35,000	37,477	
	図書ボランティア活動費	150,000	149,859	
	委託費	150,000	150,000	
小 計	624,380	506,208		
4	慶弔費	100,000	79,000	餞別・花束等
	卒業入学費	150,000	149,782	会場用の花等
	予備費	719,483	6,330	PTA会費返金・振込手数料等
	小 計	969,483	235,112	
	合 計	1,693,863	751,630	

(単位:円)

令和6年度 特別会計決算報告

1. バザー活動会計

(単位:円)

収入の部		支出の部	
前年度繰越金	1,462,260	バザー備品・仕入代	144,592
バザー売上げ	257,600	卒業生生花代	33,825
50周年記念事業	568,082	50周年記念事業	1,654,336
貯金利息	198	次年度繰越金	455,387
合 計	2,288,140	合 計	2,288,140

2. 令和6年度ベルマーク積立金

(単位:円)

収入の部		支出の部	
前年度繰越金	33,016	カラカラ積み木(7セット)	60,641
本年度換金額	56,141	消費税(10%)	5,457
ウェブベルマーク	1,255		
		次年度繰越金	24,314
合 計	90,412	合 計	90,412

※消費税 本体価格の90%×10%(円未満切り捨て)

令和6年度 会計監査報告

八本松小学校PTAの令和6年度の会計書類を監査した結果
相違ないことを確認いたしました。

- 1 資料 令和6年度元帳
 金銭出納簿
 預金通帳
 領収証
- 2 日時 令和7年3月25日
- 3 場所 八本松小学校 家庭科室

令和7年3月25日

会計監査

江藤 豊訓 
 大槻 まゆみ 

令和6年度 特別会計決算報告(50周年記念事業)

(収入の部)

(単位:円)

項 目	本年度予算額	決算	内 訳
記念誌売上		187,000	
記念行事売上		138,500	参加費,サイン会書籍代
記念グッズ売上		232,012	
その他の収入		10,570	寄付
合 計	0	568,082	

(支出の部)

(単位:円)

3	記念誌発行費	400,000	651,590	印刷代,郵送費
	記念式典費	100,000	167,744	来賓用茶菓子,謝礼
	記念行事開催費	400,000	537,960	トークショー&バスケット教室,タイムカプセル等
	記念グッズ製作販売費	295,392	295,392	記念グッズ製作費
	予備費	100,000	1,650	銀行手数料(両替)
	小 計	1,000,000	1,654,336	

〈記念事業〉

- ・トークショー&バスケット教室(6月23日)
- ・夏まつりグッズ販売(8月12日)
- ・記念誌の製作
- ・記念式典(11月16日)
- ・子どもまつり(12月1日)
- ・タイムカプセル(3月15日)
- ・フォトパネル

承認事項

第1号議案

八本松小学校PTA会則（改正案）

第1章 総 則

第1条 本会は、八本松小学校PTAという。

第2条 本会は、八本松小学校に在学する児童の保護者又はこれに代わる者及び八本松小学校の教職員を会員として組織する。

第3条 本会の目的は次のとおりとする。

- (1) 八本松小学校の児童の生きる力、考える力、夢と心を育てる。
- (2) 情報の共有、連携や学校支援を通じて会員の教育実践力の向上を図る。
- (3) 地域と一体となり、児童の安心、安全な生活を守る。
- (4) 学校、家庭、地域及び社会における児童の福祉の増進を図る。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、必要な事業を行う。

第5条 本会は、事務局を八本松小学校内に置く。

第2章 機関及び組織

第6条 本会に、総会、執行部役員会、役員会、専門部会、地域会及び地域幹事会、~~学級会及び学級委員会（削除）~~を設ける。
(総 会)

第7条 総会は、本会の最高議決機関であり、すべての会員で構成する。

第8条 総会は、定例総会又は臨時総会とし、定例総会は毎年4月に開催する。

非常事態等、会員が一同に参集できない場合は、書面による審議の上、書面表決にて決議する。

第9条 定例総会は、会長が招集し、次の事項を承認又は決定する。

- (1) 事業報告及び決算
- (2) 事業計画及び予算
- (3) 執行部役員を選出
- (4) 会則の改正
- (5) 会費の改正
- (6) その他重要事項

第10条 臨時総会は、次に該当する場合、会長が招集する。

- (1) 役員会が開催の決定をしたとき。
- (2) 会員の5分の1以上が開催の請求をしたとき。

第11条 総会は、会員の5分の1以上の出席によって成立し、出席者の過半数をもって議決する。

2 会員からの委任状の提出をもって、出席とみなすことができるが、議決権は有しない。

(執行部役員会)

第12条 本会は次の執行部役員を置く。

なお、必要に応じ、副会長、書記、会計、監査に若干名の増員を定め、定員数とすることを認める。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副 会 長 3人
- (3) 顧 問 若干名(学校長他)
- (4) 事務局長 1人(教頭)
- (5) 書 記 2人
- (6) 会 計 3人(保護者2人・教職員1人)
- (7) 監 査 2人
- (8) 理 事 数名

第13条 執行部役員の役割は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に支障があるときはその役割を代行する。また、各専門部会を担任し、助言及び支援を行う。
- (3) 顧問は、本会の運営に適切な助言を与える。
- (4) 事務局長は、本会の事務を統括する。必要に応じ、事務局員を選任することができる。
- (5) 書記は、本会に必要な記録を行い、保管する。
- (6) 会計は、本会の会計事務に従事する。執行部役員会において、求めに応じ会計報告を行う。
- (7) 監査は、本会の会計を監査し、総会で報告する。実施事業内容と予算の適合性について調査する。
- (8) 理事は、本会の運営を支援する。

第14条 執行部役員の任期は 1 年とし、再任は妨げない。ただし、顧問及び理事を除く執行部役員の再任は、原則として 3 年を限度とする。

2 執行部役員に欠員が生じたときは、執行部役員会で後任を決定する。その任期は、前任者の残任期間とする。

第15条 執行部役員は、定例総会において選出する。

2 選出の方法は、推薦又は立候補とし、決しない場合は選挙を行う。

第16条 執行部役員会は、執行部役員~~(理事は除く)~~(削除)で構成する。

2 執行部役員会は、毎月1回程度及び必要に応じて開催し、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び予算の執行
- (2) 次年度の事業計画案及び予算案の策定
- (3) 役員会の運営
- (4) 執行部役員の欠員補充の決定
- (5) その他必要事項

第17条 執行部役員会は、構成員の3分の2以上の出席によって成立し、出席者の過半数をもって議決する。

監査は、執行部役員会において提言はできるが、議決には加わらない。

(役員会)

第18条 役員は、執行部役員(理事は除く)(削除)、地域代表幹事、~~学級委員会学年代表~~(削除)並びに専門部の部長とする。

2 地域代表幹事、~~学級委員会学年代表~~(削除)並びに専門部の部長・副部長の選出方法等については、役員会において審議し、別に定める。

3 役員に欠員が生じたときは、役員会で後任を決定する。その任期は、前任者の残任期間とする。

第19条 役員会は、役員及び教職員代表(役員会の都度、学校長が指名した2人)で構成する。

2 役員会は、必要に応じて開催し、次の事項を審議する。

(1) 学校、専門部会、地域幹事会又は地域会、~~学級委員会又は学級会~~(削除)から提出された議案若しくは提起された問題

(2) 学校、専門部会、地域幹事会又は地域会、~~学級委員会又は学級会~~(削除)間の事業計画の調整並びに実施状況の確認

(3) 本会則により、別に定めるとされた規程等の制定及び改廃

(4) 役員の欠員補充の決定

(5) 臨時総会の開催

(6) その他必要事項

第20条 役員会は、構成員の過半数の出席によって成立し、出席者の過半数をもって議決する。

監査は、役員会において提言はできるが、議決には加わらない。

(その他の会)

第21条 専門部会、地域会及び地域幹事会、~~学級会及び学級委員会~~(削除)は、本会則第3条の目的を果たすため、活動する。

2 各会の役割は、次のとおりとする。

(1) 専門部会 各専門部会において明確な目的を持ち、本会全体のPTA活動を推進する。

(2) 地域幹事会 地域における諸問題を審議し、健全な地域会の運営に努める。

(3) 地域会 各地域におけるPTA活動を、地域との連携を図り推進する。

(4) ~~学級委員会 学級間及び学年間の事業等の調整並びに諸問題の審議を行い、健全な学級会の運営を支援する。~~
(削除)

(5) ~~学級会 各学級において、保護者等と担任教諭が連携し、学級内の諸問題の審議並びに必要な事業を実施する。~~
(削除)

3 専門部会、地域会及び地域幹事会、~~学級会及び学級委員会~~(削除)の事業内容並びに各会構成員及び役員の選出方法等については、役員会において審議し、別に定める。

第3章 会 計

第22条 会員は、月額100円の会費を納める。ただし、保護者は1世帯、教職員は1人あたりとする。

2 会費の徴収にあたっては、毎月1日現在会員資格を有するかで判定の上徴収することとし、過納が発生した場合は保護者からの申し出があれば還付することとする。

第23条 本会の経費は、会費、事業収入及び寄付金をもってまかなう。

第24条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 慶弔及び表彰

第25条 会員の慶弔及び表彰は、役員会において審議し、別に定める。

第5章 附 則

第26条 本会則に特に定めのない事項については、役員会において審議し、別に定める。

この会則は、昭和55年5月31日 一部改正する。

この会則は、昭和56年4月17日 一部改正する。

この会則は、昭和60年4月19日 一部改正する。

この会則は、昭和62年4月18日 一部改正する。

この会則は、平成 7年4月15日 一部改正する。

この会則は、平成11年4月17日 一部改正する。

この会則は、平成18年4月21日から施行する。

この会則は、平成19年4月20日から施行する。

この会則は、平成20年4月18日から施行する。

この会則は、平成24年4月20日から施行する。

この会則は、平成26年4月18日 一部改正する。

この会則は、平成28年4月15日 一部改正する。

この会則は、平成29年4月14日 一部改正する。

この会則は、平成30年4月20日 一部改正する。

この会則は、令和 4年4月23日 一部改正する。

この会則は、令和 6年4月19日 一部改正する。

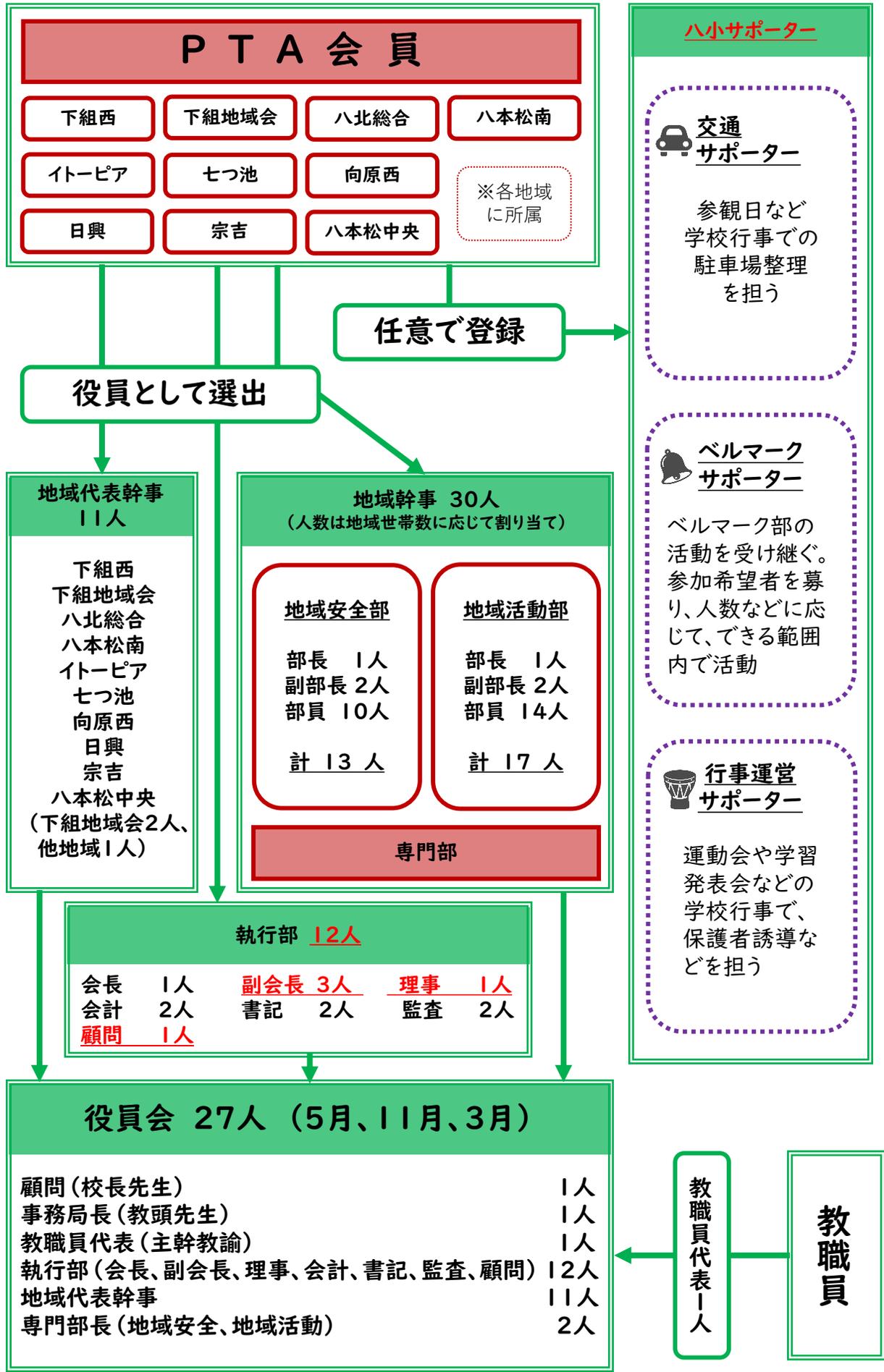
この会則は、令和7年4月18日から施行する(一部改正)。

第2号議案 令和7年度役員選出

令和6年度PTA執行部役員			令和7年度PTA執行部役員		
会長		石井 雄一	会長		
副会長 (専門部会担当)	広報部	前原 絵美子	副会長	地域安全部	
	交通部	西川 辰徳		地域活動部	
	ベルマーク部	井谷 美和子			
	地域安全部	寺田 武司	理事		
	地域活動部	鍋原 香織	顧問(学校長)	京谷 志穂	
顧問(学校長)		田中 宏憲	事務局長(教頭)		兼島 久美
事務局長(教頭)		兼島 久美	書記		
書記		三分一 育栄	会計		
		名田 裕子			
会計	保護者2人	清水川 直子	保護者2人		兼島 久美
		山内 芙美			
	教職員1人	兼島 久美	教職員1人		
監査		江藤 豊訓	監査		
		大槻 まゆみ	顧問(前会長)		

令和6年度PTA役員構成員					令和7年度PTA役員構成員				
執行部役員		上記の通り			執行部役員		上記の通り		
地域代表幹事	下組西	永井千恵	七つ池	西本利絵	地域代表幹事	下組西	木本亜希子	七つ池	片岡翠
	下組地域会	中谷啓子	向原西	鎌田友子		下組地域会	河本千恵	向原西	佐藤紀子
	下組地域会	宅間公子	日興	仁井康子		下組地域会	角愛	日興	大倉貴子
	八北総合	倉光仁美	宗吉	木村旭希		八北総合	平野和佳子	宗吉	大林成海
	八本松南	光原香	八本松中央	川本芳江		八本松南	江田理英	八本松中央	米本直美
	イトーピア	吉長ゆう子				イトーピア	東野真也、陽香		
専門部部長	広報部	坂根 仁美			専門部部長	地域活動部	信藤 景子		
	地域活動部	中山 恵子				地域安全部	川口 樹里		
	交通部	岡田 尚子							
	地域安全部	島津 みゆき							
	ベルマーク部	橋本 衿香							
学級委員会学年代表	1年	高下 久美子							
	2年	坂本 智恵							
	3年	大西 美環							
	4年	三宅 千絵							
	5年	櫻井 愛子							
	6年	福田 恵真							
教職員		役員会の都度、学校長が教職員より2人指名			教職員		役員会の都度、学校長が教職員より2人指名		

令和7年度 八本松小学校PTA 組織図(案)



第3号議案

令和7年度学校行事予定並びにPTA活動計画（案）

	学校行事		PTA関連行事	
4月	8日(火) 18日(金)	前期始業式・入学式 参観日	18日(金)	PTA総会、執行部会
5月	24日(土) 25日(日)	運動会 運動会予備日	2日(金) 10日(土) 10日(土)	第1回役員会、執行部会 草刈り 市P連総会、町P交流会
6月	5日(木) 17日(火) 18日(水)	参観日 } 宿泊学習（5年生）	未定 6日(金) 28日(土)	県P連会長研修会 執行部会 市P連安全教育講習会（八小担当）
7月	2日(水) 3日(木) 18日(金)	} 修学旅行（6年生） 前期前半終了	4日(金)	執行部会
8月	6日(水) 27日(水)	全校登校日 前期後半授業開始	23日(土)	親子クリーン活動
9月	11日(木)	参観日	5日(金)	執行部会
10月	10日(金) 14日(火) 16日(木)	前期終業式 秋休み（～15日(水)まで） 後期始業式	3日(金) 19日(日)	執行部会 ふるさと文化祭（自治協主催）
11月	15日(土)	創立記念学習発表会	7日(金) 20日(木) 30日(日)	第2回役員会、執行部会 子ども安全の日（自治協主催） こどもまつり
12月	5日(金) 23日(火)	持久走大会 後期前半授業終了	5日(金) 7日(日) 未定	執行部会 地域安全マップづくり（自治協主催） 市P連会長・校長研修
1月	7日(水)	後期後半授業開始	未定	執行部会
2月	19日(木)	参観日	1日(日) 6日(金) 28日(土)	とんどまつり（自治協主催） 入学説明会 3月役員会・新旧合同役員会、執行部会
3月	14日(土) 25日(水)	卒業式 修了式・離任式		

令和7年度 予算(案)

(収入の部)

(単位:円)

項目	本年度予算額	前年度予算額	内 訳
1 繰越金	889,516	1,021,863	前期貯金残高
2 会費	616,800	672,000	会費(保護者)100円×12ヶ月×481世帯=577200円 (教職員)100円×12ヶ月×33人 =39600円
3 雑収入	0	0	
合計	1,506,316	1,693,863	

(支出の部)

(単位:円)

款	項目	本年度予算額	前年度予算額	内 訳
1	会議費	10,000	10,000	
	小 計	10,000	10,000	
2	通信費	5,000	5,000	郵送費
	印刷費	5,000	5,000	印刷機使用料
	備品・消耗品費	10,000	80,000	コピー用紙等
	小 計	20,000	90,000	
3	執行部活動費	50,000		親子クリーン活動飲み物代等
	会員研修費	0	10,000	
	研修会議参加費	10,000	10,000	市・町・県P連等参加費
	地域活動費	30,000	61,380	3,000円(10地域)
	学級委員会費	0	3,000	リサイクルバザー等
	ベルマーク活動費	10,000	20,000	ベルマーク郵送費等
	広報活動費	10,000	20,000	かしの木編集印刷等
	地域活動部費	5,000	10,000	ふるさと文化祭バザー備品等
	地域安全部費	36,500	50,000	看板・地域安全マップ作り等
	交通部費	0	20,000	草刈り等
	環境整備費	50,000	85,000	ロープ くい等
	緑化活動費	50,000	35,000	花の苗等
	図書ボランティア活動費	100,000	150,000	本の修繕等
委託費	0	150,000	清掃活動・交通整理等	
小 計	351,500	624,380		
4	慶弔費	100,000	100,000	饞別・見舞金等
	卒業入学費	100,000	150,000	式典会場用の花
	予備費	924,816	719,483	
	小 計	1,124,816	969,483	
合計	1,506,316	1,693,863		

令和7年度 特別会計 予算(案)

(収入の部)

(単位:円)

項 目		本年度予算額	内 訳
1	繰越金	455,387	前期貯金残高
2	売上	250,000	バザー(ふるさと文化祭、発表会等)
合 計		705,387	

(支出の部)

(単位:円)

款	項 目	本年度予算額	内 訳
1	仕入、備品代	150,000	
	小 計	150,000	
2	景品代	50,000	
	備品代	5,000	
	小 計	55,000	
3	防犯バザー	50,000	
	卒業生花代	70,000	
	小 計	120,000	
4	予備費	380,387	
	小 計	380,387	
合 計		705,387	

各規程

※クラス役員の廃止に伴い3月役員会で規程の廃止が決まった「八本松小学校PTA学級委員会規程」と「八本松小学校PTA学級会規程」については掲載を割愛します

八本松小学校PTA専門部会規程

この規程は、八本松小学校PTA会則第21条の3に基づき、専門部会の事業内容と各専門部の役員の出選方法を、八本松小学校PTA役員会において定めたものである。

なお、同会則第21条により専門部会の目的は「本会則第3条の目的を果たす為、活動する」、また、第21条の2の(1)により専門部会の役割は、「各専門部会において、明確な目的を持ち、本会全体のPTA活動を推進する」と定められている。

第1条 専門部会は、地域幹事により構成する。

第2条 専門部会は、「児童の生きる力、考える力、夢と心を育てる」「情報の共有、連携や学校支援を通じて会員の教育実践力の向上を図る」「地域と一体となり、児童の安心、安全な生活を守る」「学校、家庭、地域及び社会における児童の福祉の増進を図る」ことを目的とする。

第3条 専門部会は、前条の目的を達成するために必要な事業を、その活動目的別に専門に審議し、実施する。

第4条 専門部会は、地域活動部会及び地域安全部会の2部会とする。

2 各専門部会は、必要に応じ随時開会し、事業を執行する。

第5条 それぞれの部会の活動目的、事業内容及び役割は、次のとおりとする。

(1)地域活動部会

児童並びに会員の文化及び体育の向上を目的に活動する。この事に関わる地域行事の支援及びPTA行事を支援する。

(2)地域安全部会

学校外における「児童の安心、安全な生活を守る」ことを目的に活動する。地域との連携を深めながら、その環境づくりを行う。児童の安全に関わる地域行事の支援、及びPTA行事を支援する。

第6条 各専門部会の構成は、次のとおりとする。

(1)地域活動部会、地域安全部会

地域幹事で構成する。

部長(1人)及び副部長(2人)は、地域幹事より、各専門部会にて選出する。

2 各専門部会における地域幹事の人員数は、執行部役員会において決定する。

第7条 各専門部会の部長は、八本松小学校PTA会則第18条に基づき、役員会に出席し、各専門部会の活動状況及び活動予定の報告を行う。

また、各専門部会で採択された審議事項を、八本松小学校PTA役員会に提出し、審議する。

2 各専門部会の部員は、講演会及び研修会への参加要請があった場合は、積極的に参加し、役員会において報告する。

第8条 この規程の改正並びに特に定めのない事案については、八本松小学校PTA役員会において協議し、執行するものとする。

付 則

この規程は、平成19年4月20日から施行する。

この規程は、平成24年4月20日から施行する。

この規程は、平成24年12月7日から施行する。(一部改正)

この規程は、平成25年12月6日から施行する。(一部改正)

この規程は、平成28年1月12日から施行する。(一部改正)

この規程は、平成29年1月12日から施行する。(一部改正)

この規程は、平成31年1月9日から施行する。(一部改正)

この規程は、令和7年3月1日から施行する。(一部改正)

八本松小学校PTA会計規程

この規程は、八本松小学校PTA会則第3章 会計に関する取扱規定を、八本松小学校PTA役員会において定めたものである。

第1条（収納方法）

PTA会費の収納方法は、児童が現金を持参することで発生が予想される様々なトラブルを回避すること、並びに担任の先生による集金業務時間及び取りまとめ事務を無くすことを目的として、ゆうちょ銀行の貯金口座を利用した自動引落としとする。

2 PTA会費の収納は、6月の年1回とし、1回1,200円とする。

第2条（転入・転出等）

年度途中にて転入・転出等が発生した場合、会費の徴収にあたっては、当該月の1日現在、会員資格を有しているかで判断する。

2 前項により、PTA会費の過納が発生した場合は、当該会員からPTA会計へ返還の申し出があれば、還付することとする。

第3条（各活動費の使途）

各活動費の支出にあたっては、会員の福利厚生を目的とした飲食等の支出は、原則行わないこととする。

2 PTA会員以外に対して、謝礼等を行う必要が生じたときは、PTA会計へ相談の上、500円以内の品で行うこととする。

3 PTA会員が、他のPTA団体が主催する会議等への出席を命ぜられた者に対する旅費は、別に定める規程に従って支給する。

第4条（領収書等）

PTAの活動費として支出した際に、支払先が発行する領収書を必ず徴する。

2 領収書の宛て名については、必ず「八本松小学校PTA」の文言を含めたものとする。

第5条（年度末処理）

会計年度末である3月31日から次年度の定期総会までの期間が短いことから、会計の負担を軽減するため、各活動費支出にかかる精算の締め切りを、3月の役員会開催日とし、その後3月31日までは、各活動費の支出は可能な限り行わないこととする。

但し諸事情により、やむを得ず上記の締め切り以降に支出した場合は、早急にPTA会計へ申し出て、速やかに精算を行うこととする。

附 則 この規程は、平成20年5月2日から施行する。

この規程は、平成30年2月9日から施行する。

この規程は、令和7年3月1日から施行する。（一部改正）

八本松小学校PTA旅費等支給規程

第1条 この規程は、八本松小学校PTA会員（以下、「PTA会員」とする）の旅費等に関する事項を定めたものである。

第2条 PTA会員が、他のPTA団体が主催する会議等への出席を命ぜられた者に対しては、この規程に従って旅費等を支給する。

第3条 PTA会員に支払うものは、交通費・宿泊料及び参加費用の3種とし、次の表のとおりとする。
但し、出席上の都合により所定の等級より上位の等級によった場合は、後日役員会で協議し、認められたものに限り実費を支給する。

交通費				宿泊料	参加費用
鉄道	自家用車	バス	その他	実費	実費
実費 (但し、指定席料金等は含まない)	八本松小学校から開催地までの道程が、片道10 kmを超えるものに限り、1 kmあたり15 円を支給する。	実費	実情に照らし合わせてやむを得ないと判断されるときに実費を支給する。	(但し、上限を1万円とする。)	

注) 自家用車による出席中において支払ったもののうち、高速道路通行料(但し、片道1千円を超えるもの)及び駐車料は実費を支給する。

第4条 PTA会員で出席を命ぜられた者は、出発前に交通手段・経過する順路・日数・滞在宿泊地を会計に報告の上、許可を受けるものとし、出席者はそれを遵守する。
前項に関し、出発後やむを得ない事情により変更を要するに至ったときは、この限りでない。

第5条 出席した者は、帰着後早期に別紙の旅費請求書を作成し、領収書等支払いの事実がわかるものを添付した上で、会計に提出する事を要する。
但し、JRの切符代やバス代のように、通常支払いの事実がわかるものが交付されないものに関しては、提出を省略することができる。

第6条 この規程にない費用が出席中に発生した場合は、役員会で協議の上、相当と認める費用を支出する。

第7条 この規程は、平成20年5月2日から実施する。

八本松小学校PTA慶弔及び表彰規程

この規程は、八本松小学校PTA会則第25条に基づき、慶弔及び表彰に関する規定を、八本松小学校PTA役員会において定めたものである。

第1条 香典及び弔電

本会会員及び児童を対象とし、逝去に際して、10,000円を支給する。
また、別にして、弔意電報を発信する。

第2条 見舞

児童及び教職員を対象とし、2週間以上の入院に際して、5,000円を支給する。

第3条 餞別

教職員を対象とし、転任または退任する場合、次のとおり支給する。

本会会員となって3年未満の教職員……………3,000円
本会会員となって3年以上の教職員……………5,000円
本会会員となって3年未満の管理職……………5,000円
本会会員となって3年以上の管理職……………10,000円

第4条 表彰

役員会において、本会運営に功績顕著であると認められた団体及び個人を対象とし、表彰状もしくは感謝状並びに記念品を贈る。

第5条 その他

この規程の改正並びに特に定めのない場合については、役員会において審議し、執行するものとする。

附 則

この規程は、平成19年5月2日から施行する。
この規程は、平成29年12月1日から施行する。

八本松小学校PTA地域会規程

この規程は、八本松小学校PTA会則第21条の3に基づき、地域会の事業内容、地域代表幹事及び地域幹事の選出方法等を、八本松小学校PTA役員会において定めたものである。

なお、同会則第21条によりの地域会の目的は「本会則第3条の目的を果たす為、活動する。」、また、第21条の2の(3)により地域会の役割は、「各地域におけるPTA活動を、地域との連携を図り推進する。」と定められている。

第1条 地域会は、各地域の会員により構成する。

第2条 地域会は「児童の生きる力、考える力、夢と心を育てる」「情報の共有、連携や学校支援を通じて会員の教育実践力の向上を図る」「地域と一体となり、児童の安心、安全な生活を守る」「学校、家庭、地域及び社会における児童の福祉の増進を図る」ことを目的とする。

第3条 地域会は年1回以上各地域会総会を開催し、事業内容等の議決、地域代表幹事並びに地域幹事の選出を行う。

2 地域会の総会の開催、議決等に関する会則は各地域において制定する。ただし、八本松小学校PTA会則に準ずるものとする。

第4条 地域会の代表者は、地域代表幹事とする。

2 地域代表幹事は、地域会会員を招集し、地域会総会を開催する。

3 地域代表幹事は、地域幹事会を開催し、地域における諸問題を審議し、健全な地域会の運営に努める。

4 地域代表幹事は、各地域会1人とし、原則各地域の最高学年より選出する。

但し、1地域の八本松小学校PTA会員世帯数が100世帯を超えた場合、又は児童数が100人を超えた場合、地域代表幹事を1人増員してもよい。この選択は、当該地域会で決定し、八本松小学校PTA役員会の承認を得る。

又、既に分割された地域については、分割前の地域において八本松小学校PTA会員世帯数が200世帯を超えた場合、前述に該当する。

第5条 地域幹事は、地域代表幹事を補佐し、地域代表幹事に支障があるときはその役割を代行する。

2 地域幹事は、地域の児童及び会員のPTA活動に関する諸問題等を聴取し、地域幹事会において審議する。

3 地域幹事は、八本松小学校PTA専門部会の部員として活動する。又、PTA専門部会の部長・副部長をこの中より選出する。

4 地域幹事(地域代表幹事を含める)の各地域における人員数は、役員会において各専門部会必要人員を検討し、地域代表幹事が執行部役員会に地域会の世帯数の報告を行い、執行部役員会が地域幹事の人員数及び所属専門部会の内訳を決定し、通知する。

5 地域幹事は、各地域において、次年度の4年生から6年生の保護者より各学年均等に選出する。選出する学年や方法については、地域会に一任する。

第6条 地域会の区分は、八本松小学校が定めた地域に準ずる。

2 宗吉・八北総合(八本松北・大山・松風)・八本松中央・向原西・日興・イトーピア・下組西・八本松南・下組地域会(下組東・下組中東・下組南・下組中西)・七つ池の10地域会とする。

第7条 この規程の改正並びに特に定めのない事案については、八本松小学校PTA役員会において審議し、執行するものとする。

附 則	この規程は、平成19年5月 2日から施行する。	この規程は、平成25年3月9日から施行する。(一部改正)
	この規程は、平成20年3月 5日から施行する。(一部改正)	この規程は、平成26年11月7日から施行する。(一部改正追加)
	この規程は、平成22年4月 1日から施行する。(一部改正)	この規程は、平成28年1月12日から施行する。(一部改正追加)
	この規程は、平成23年3月12日から施行する。(一部改正)	この規程は、平成28年3月12日から施行する。(一部改正追加)
	この規程は、平成24年7月13日から施行する。(一部改正)	この規程は、平成25年1月11日から施行する。(一部改正)

八本松小学校PTA地域幹事会規程

この規程は、八本松小学校PTA会則第21条の3に基づき、地域幹事会の事業内容を、八本松小学校PTA役員会において定めたものである。

なお、同会則第21条によりの地域幹事会の目的は「本会則第3条の目的を果たす為、活動する。」、また、第21条の2の(2)により地域幹事会の役割は、「地域における諸問題を審議し、健全な地域会の運営に努める。」と定められている。

第1条 地域幹事会は、執行部役員、地域代表幹事及び地域幹事により構成する。

第2条 地域幹事会は、「児童の生きる力、考える力、夢と心を育てる」「情報の共有、連携や学校支援を通じて会員の教育実践力の向上を図る」「地域と一体となり、児童の安心、安全な生活を守る」「学校、家庭、地域及び社会における児童の福祉の増進を図る」ことを目的とする。

第3条 地域幹事会は、執行部役員及び地域代表幹事の招集により、必要に応じ随時開催する。

第4条 地域幹事会は、地域における諸問題を審議し、健全な地域会の運営に努める。

第5条 地域幹事会は、地域会総会における事業内容等の決議事項を審議し、地域会総会に提出する。

第6条 この規程の改正並びに特に定めのない事案については、八本松小学校PTA役員会において審議し、執行するものとする。

附 則

この規程は、平成19年5月2日から施行する。

この規程は、令和7年3月1日から施行する。(一部改正)

メールで届いたご意見

※2月の説明会後にPTA執行部メールに寄せられたご意見です。たくさんのご意見を頂戴したこと、心より感謝申し上げます。その中から、項目ごとに執行部としての現時点での考え方をお示しします。39ページからは、いただいたメール原文を、個人情報特定される部分を除いて掲載いたします（なお、メールを送っていただいた方には、メール本文を保護者の皆様にすべてお示しすることを事前にお伝えしています）

①年会費の額を明示してほしい。草刈りや交通整理などはPTA(ボランティア)ではなく、必要経費として徴収しても良いと思う。

→年会費は1世帯1,200円です。草刈りや交通整理などを外部委託して徴収するという考え方も、もちろんあると思います。その場合は、どの役員が委託先を探し、契約し、徴収はどの役員がするのかといった新たな負担とセットで検討する必要があります。また、保護者の金銭負担は増えることになります。

②学校活動のPTAと地域活動のPTAは別と受け取れる回答があった。もっとわかりやすい説明をしてほしい。総会資料の組織図ではわかりにくかった。

→各地域も八本松小学校PTAの中にあります。今回のご指摘を踏まえ、組織図を全面的に見直しました。まだ100点満点とは言えません。今後も分かりやすい説明、資料作りに努めて参ります。

③旗当番について。私の地域では毎日交替で旗当番をしていますが、当番に立つ頻度は全地域で同じですか？ 八本松小学校区内は信号がほとんど無いので、毎日がベストだとは思いますが、負担を感じている方も多いため、現在、校区内で同条件であるならば、地域による選択式に変えるのも一案では。頻度を下げる、または、有償ボランティア、外部委託なども検討できるのでは。

→旗当番について、立つ場所や頻度など、執行部ですべてを把握しておらず、明確なご回答ができずに申し訳ございません。本年度に、まずはそうした実態をとりまとめ、共有しながら、地域幹事さんなどどのような形が良いのか、協議を進めて参りたいと考えています。

④入会にあたり、金額の提示がなかった。分かりやすく過去の事業内容や収支の記載もない中での協力依頼は誰も入会しないと思う。事業報告が過去にあったとしても、何カ月前の事なのか？書類を残してる人はいないに等しいと思う。

→2月の説明会では、資料が不十分で大変申し訳ございませんでした。心よりお詫び申し上げます。ご意見を踏まえ、この度の資料では、会費も含めたPTA活動の概要を冒頭にハンドブックとしてとりまとめました。合わせて細かな予算や活動内容を紹介している総会資料につきましても、読みやすさを意識して全面改訂しました。1年間、お手元で大切に保存していただくと幸いです。

⑤過去を見ればどんなPTA活動があり、どの程度経費が必要で、どの程度役員の活動が必要か事細かに出ると思う。そして、今までの繰り越しについても出ると思う。繰り越しの必要が無いような費用の集金が求められると思う。繰り越しが必要であれば何のための繰り越しなのか説明も。とにかく説明が不十分。

→まずは、「とにかく説明が不十分」というご指摘につきましては、真摯に受け止めております。これは、すべて会長の至らなさがすべてでございます。心よりお詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。決算での次年度の繰り越しについてですが、当然、繰り越しの必要がない会費の徴収がベストだと感じています。一方で、今の活動を続けていくためには、将来的な少子化や会員の減少への備えもある程度は必要だと考えています。会費が減れば、それに合わせて予算を組むという考え方もあります。令和7年度の予算では、なるべく会費収入と支出の合計が近づくように心がけました。頂戴したご意見も踏まえ、会費収入の中で最大限の効果が発揮できる活動を目指して検討を重ねて参ります。

⑥提案だが、卒業生へのお祝いも選択式でいいと思う。払ったお金から出るのなら会員は必要か、不要か選べ
ていいと思う。必要なら配布。不要なら返金。非会員で必要なら集金。お祝い内容の提示も前もっての方が選
択しやすくいいと思う。全員配布なら問答無用で集金。

→皆様からの会費を使って、卒業生や新入生それぞれにお祝いを贈ることは、会員と非会員の間で不公平感があ
るとのご意見をたくさん頂戴しました。令和7年度以降は、会費収入は、そうした個人へのお祝いや景品には使い
ません。個別のお祝いや景品は、バザー収益を充てて継続して参ります。

⑦退会の際の会費の取り扱いについての提示も個別としか記載がないので不満も出てくると思う。今まで入会
して、今後退会する方に対しての返金の有無の説明。今後の入会后、退会者に対しての返金説明。どちらも
書面での説明が必要です。個別対応とは？ 一人一人対応ちがってくるの？って思った。

→退会する時の会費の取り扱いについて、前回のご説明が曖昧でした。大変申し訳ございません。あらためて、4
ページでもご説明しましたが、在学途中で入会・退会される場合は、届をご用意しますので、教頭先生までご連絡
をいただき、必要事項をご記入の上でご提出ください。会費につきましては、毎月1日時点で判断し、年会費を月
割りして差額の返還または、年度の残り分の徴収をさせていただきます。例えば、6月2日に退会された場合、6月
は在籍扱い(6月1日時点)となり、7月から翌年3月までの9カ月分(900円)を返還いたします。

⑧全校生徒に関わるPTA活動は1人あたり集金。草刈りとか？ 世帯でなく一人一人の集金が不平不満がな
くていいかと。

→現在は1世帯1,200円を徴収しています。ご意見を踏まえると、2人通学の場合は2,400円、3人通学の場合
は3,600円をそれぞれ年間で頂戴することになります。会員の方の多くの方がご納得いただけるようであれば、そ
のようなことも可能かもしれません。

⑨入会=協力はなんの協力？が1番の不明点だ。

→入会していただくことで、役員やサポーター(旧ボランティア)をされなくても、会費を頂戴することになります。そ
れを使って活動を展開することで、子どもたちの安心安全な登下校やより良い学習環境につながっています。入会
していただくことは、その活動へのご理解をいただくことにもなり、役員の皆さんにとっての大きな後押しになると考
えています。

⑩この度の説明会に会長が不在なことに疑問をもちました。不在であれば、その事を伝えてから説明会を始め
るべきだった。

→ご指摘は最もであり、最初に伝えるべきでした。すべて会長の至らなさのゆえであり、大変申し訳ございませ
んでした。2月の説明会も、今回の説明会に向けても、執行部で話し合いを重ねてきました。今回の説明会で、あらた
めて会長から謝罪させていただきます。

⑪来年度からのPTAに関わることなのに、説明会、配布されたプリント内容が薄っぺらすぎて話にならないと思
った。説明会会場、会場内のイスの数、プリント内容が簡素化されすぎて、バカにされてる気持ちになった。か
がやきルームではなく、体育館でちゃんとした説明会を行うべき内容であった。

→会員の皆様にとって大切な令和7年度の活動の説明会について、頂戴したご意見はすべて重く受け止めており
ます。いずれも会長の至らなさのゆえであり、大変申し訳ございません。ご指摘を踏まえ、今回は、資料をしっかりと
準備し、体育館で多数のお席をご用意して、あらためてご説明させていただきます。

⑫説明会を開催する前に、現 PTA 会員である保護者に聞きとりがあるべきだった。

→「書面での同意を導入するか」の是非についてご意見を聞くということであれば、その必要はないと考えています。本来は、書面で意思を確認すべきだからです。その他のことにつきましては、確かに、現在のPTA活動について、アンケートなどを通して、もっとご意見を聞く方法もあったかと思います。本年度も、必要に応じてアンケートなどでご意見を聞く機会も検討して参ります。

⑬入会の同意を取る方向で進めるのであればプリントに書かれている Q&A では話にならない。もっと大切なことがあったはず。

→2月の説明会の時点で、大切だと考えていることを盛り込んだつもりです。ただ、足りなかったことにつきましては、心よりお詫び申し上げます。「もっと大切なこと」をお教えいただければ幸いです。

⑭会員になるメリットがなくデメリットしかない。それに対して、非会員にはデメリットがなくメリットしかない。逆でなければ同意する保護者はいない。

→会員になるメリットにつきましては、さまざまな考え方があることは、重々認識しております。繰り返しになりますが、入会への同意をいただくことだけでも、子どもたちの安心安全な登下校やより良い学習環境につながると考えています。そうしたメリットのお伝えの仕方がまだまだ足りていないと痛感しております。保護者の皆さんが入会しても良いと思っただけのPTAを目指して、今後もアップデートを重ねて参りますので、どうかご理解とご協力のほど、引き続きよろしくお願い申し上げます。

⑮非会員の子どもでも会員の子どもの平等に対応することはいいことではあるが、子どもたちに平等なら保護者にも平等の対応を取るべき。支払う会費は、我が子の為であって非会員の子どもの分まで負担するつもりはない。

→会費の使い道につきましては、児童それぞれに贈るお祝いなどには充てません。会員と非会員で不公平感を感じることがないことを大切に、また、一方で、そのことが子どもたちの差につながらないように努めて参ります。

⑯今まで当たり前だと思って支払ってきた PTA 会費がどのように使われて、いくら残ってるか 収益や支出が見えない。たかが何百円でも1年間でバカにならない金額である。もっと明確にするべきだと思う。

→まずは、これまで会費をお支払いしてPTA活動に貢献して下さったことに心より敬意を表します。そのことで、充実したPTA活動を続けることができています。3ページにもお示ししていますが、PTA会費の主な使い道としては、各地域での活動費（地域総会の施設使用料や資料印刷費など）や、専門部での活動費（看板修繕やバザー備品など）、執行部主催の草刈りと親子クリーン活動（草刈り機の燃料費や参加者の飲み物など）、運動会での保護者観覧エリアを設けるための杭やロープ、学校を花で彩るための花の苗（保護者と児童と一緒に活動）、学校図書館の本の修繕活動、卒業式と入学式の会場を飾る花などがあります。より詳しくは、総会資料の決算報告や予算案をご覧ください。令和7年度当初では、88万9,516円が貯金としてあります。令和7年度は、61万6,800円の会費収入を見込み、58万1500円の支出を見込んでいます。

⑰入学説明会で会長がバザーなどで得たお金で卒業生への記念品購入などをしていると言った。では PTA 会費は何のために徴収しているのか。聞いていて説明会の時と話が違うと感じた

→会員と非会員で不公平感がある卒業生への記念品購入などにつきましては、会費を財源に充てることはやめます。PTA会費は⑯でもお答えした活動に充てています。

⑱子どもが入学してからずっと制服リユースに疑問をもっている。安くない制服を保護者から無償提供を行っているにも関わらず、お金を払って購入する事。大切に着用されてきた制服を購入する事に疑問ではなく、無償提供で元手がかかっているが利益があるにも関わらず、大切な制服を提供した保護者にメリットがない。

→制服リユースにつきましては、提供をいただく時点のご案内から、無償提供していただいた制服をリサイクル品として販売し、その収益をPTA活動で使わせていただくことをご説明してきたつもりです。ただ、その趣旨が十分伝わっていないようであれば、説明が足りず誠に申し訳ございません。制服リサイクルバザーは多くの保護者に好評のため、今後も継続したいと考えております。無償提供にメリットを感じない方から無理に頂戴するつもりはございません。提供を呼び掛けるご案内の時点で、そのことが伝わるよう努めて参ります。

⑲委員を廃止して、ボランティアという名のものになるのは賛成です。でもその話を、説明会で初めて知ったのですが、何か通知があったのでしょうか？ 私が、学校やPTAからの書面などを頂いたのに、目を通してなかったらすみません。委員を廃止して、ボランティアとして行う予定。など、決まったことや予定など一旦保護者に連絡はないのでしょうか？現在の保護者全員は、PTA会員ではないのでしょうか？PTA会員なのに、説明会で一緒にサラッと話が出るのも、正直納得はいきませんでした。

→クラス役員を廃止して、サポーター(ボランティアから名称変更)となることにつきましては、11月14日に会員向けオープンチャットで配信しました「役員会だより」でお知らせいたしました。ただ、「役員会だより」は必ずしも、すべての方が隅々までお読みくださっていないかもしれません。そうしたことを踏まえ、3月の役員会だよりでは、配信のためのチャットの投稿時に「トピックス」として、保護者の皆さんに知っておいていただきたいことを要点としてお伝えすることとしました。貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。今後ご意見を頂戴することで、少しずつ改善を重ねて参りたいと考えています。

⑳子どもたちのためにお金を払ったりすることは苦ではないですが、PTA会費を支払い、役員をして…正直負担でしかない。会員、非会員の子どもは平等にしてもらっても、会費を「払う」保護者と「払わない」保護者は平等だとは思えない。

→会費や役員のご負担は最もだと感じています。近年は、そうした課題に最も力を注ぎ、会費は半額に、役員は大幅に減らしてきました。会費を払っている、払っていないことに対する不平等感につきましては、個々の児童へのお祝いなどに使わないことなどを通じて、解消していきます。

㉑ここ数年、委員ではなく、ボランティアという名のを募集されているのはいいのですが、正直特典のあるものなのに、ボランティアとは言えないと思う。

→おっしゃるように、ボランティアは見返りを求めない慈善活動とも言えます。ご意見を踏まえ、令和7年度からは「ハ小サポーター」という名称に改めます。

㉒運動会や発表会などは、優先座席などの特典がありますが、ベルマークのボランティアは、何か特典があるのですか？何もなければ、ベルマークはボランティアでいいと思いますが。

→ベルマークボランティアをやること自体の特典は特にはありません。ただ、一緒に作業をすることで保護者で交流を深めたり、子どもたちの教育環境の充実に役立つ物品を届けることにつながります。

③PTA 会員でないと、運動会、発表会などの特典付きの1日役員にはなれないのですか？

→そのように言っていただけると大変ありがたいです。そのようなご協力の声も生かせる運用を考えます。

④PTA 活動に関して。PTA 会員にならず、会費の支払い意思がある場合はそれは受付可なのでしょうか。

→会費は会員の方から徴収するものと考えております。会員以外の方からのそうしたお申し出につきましては、寄付として受け取ることが可能かも含めて検討して参ります。

ご参考:メール原文

From: <[REDACTED]>

Date: 2025年2月5日(水) 13:08

Subject: PTA 説明会に対する意見

To: <hachihonmatsusho.pta@gmail.com>
[REDACTED]

説明会を開催していただきありがとうございました。

率直な感想としては、モヤっとするな。です。

色々と考えて頂いているのに申し訳ありません。

①会費についての質問がありましたが、年会費の額を明示していただきたいです。

実際、草刈りや交通整理等はPTA(ボランティア)ではなく、

必要経費として徴収しても良いと思います。

当然、外部委託もありですし、どうせ支出金が発生するのであれば、

有償ボランティアでも良いのではないのでしょうか。

見守りしてくださるシルバーの方々も、全員ではないかもしれませんが、

有償ボランティアですよ？

広報に1万円/月で募集が出ていたのを見たことがあります。

②PTA 役員についての意見&質問がありましたが、

学校活動のPTAと地域活動のPTAは別物、と取れる回答をされていました。

本年度までは、学校PTAの中にクラスPTAと地域PTAが存在し、

来年度からはクラスPTAが廃止で、地域PTAのみ存続。ということかと考えますが、合ってますか？

役員をしていない時期はそもそもよくわからなかったので、

もっとわかりやすい説明をお願いしたいです。

総会資料の組織図ではわかりにくかったです。

かと言って、他の案も思いつかなくて申し訳ないのですが。

③旗当番についての質問がありました。

うちの地域では毎日交替で旗当番をしています。

当番に立つ頻度は全地域で同じですか？

八本松小学校区内は信号がほとんど無いので、毎日がベストだとは思いますが。

しかし、負担を感じている方も多いので、現在が校区内が同条件であるならば、

地域による選択式に変えるのも一案かと思えます。
頻度を下げる or 有償ボランティア or 外部委託など。

④地域役員を選出する際には強制ではないけれど免除があったり。

役員や登校見守りが必要だと考える人もいれば、不要だと考える人もいて。
いろいろありますが、ここまで考えたら有償ボランティアがベターかと思いました。
あくまでボランティアなので、賃金のように高額でなくて良いと思えます。
小学校は義務教育なので、市からお金が出るように交渉できればベストですが。

長文になってしまいましたが、本日の感想です。
一つの意見として取り上げて頂ければ結構ですので、特に回答等は不要です。
本年度も残り少ないですが、よろしくお願いします。

From: <[REDACTED]>
Date: 2025年2月5日(水) 21:26
Subject: PTA 入会説明会について
To: <hachihonmatsusho.pta@gmail.com>

いつも子供達のために尽力ありがとうございます。
今回 PTA 入会の説明会資料の件で連絡しました。
仕事の都合上、授業にチラッと子供の顔見に行っただけなので説明会に参加できていませんのでどのような話し合いが行われたのか不明で私の欲しい回答をお願いします。

質問事項は以下です。

- 1、費用
- 2、事業内容
- 3、活動費内訳
- 4、役員人数
- 5、役員内容
- 6、入会しない方への対応

入会にあたり、金額の提示がありません。
分かりやすく過去の事業内容、収支の記載もなくの協力依頼は誰も入会しないと思います。
事業報告が過去にあったとしても、何ヶ月前の事ですか？
書類残してる人いないに等しいと思います。
今回、説明会の配られた書類の内容を拝見するにあたり、入会=役員に選出ではないという説明としかうけとれませんでした。
どこの企業や集まりでもお金が動くということは提案と内容の説明をふまえだと思えます。
それがあっての判断だと思えます。
入会=役員選出に該当は当たり前だと思えます。
今年度、ベルマーク委員がクジで当たりました。事前アンケートで習い事と今年度取れる有給がない為対応難しいと記載したにも関わらずです。

後日封筒持ち帰り、
ご当選おめでとうございます。
とあって、バカにしとんか？
とさえ思って即学校に電話しました。
あの書面の内容はないんじゃないかと。

話はそれでしたが、子供の為と思い無理と伝えただけどクジで当たったならと学校に出向き対応は出来ないで自宅でベルマークの仕事をしました。

協力の仕方はいくらでもあります。

過去を見ればどんな PTA 活動があり、どの程度経費が必要でどの程度役員の活動が必要か事細かに出ると思います。

そして、今までの繰り越しについても出るかと思えます。
繰り越し=必要経費だと思っていません。
繰り越しの必要無いような費用の集金が求められると思えます。

繰り越しが必要であれば何のための繰り越しなのか説明も。
とにかく説明が不十分。

提案ですが、卒業生へのお祝いも選択式でいいと思っています。
払ったお金から出るのなら会員は必要か不要か選べていいと思います。
必要なら配布。
不要なら返金。
非会員で必要なら集金。
お祝い内容の提示も前もっての方が選択しやすくいいと思います。
全員配布なら問答無用で集金。

退会の際の会費の取り扱いについての提示も個別としか記載がないので不満も出てくると思います。
今まで入会して、今後退会する方に対しての返金の有無の説明。
今後の入会后、退会者に対しての返金説明。
どちらも書面での説明が必要です。

個別対応とは？
一人一人対応ちがってくるの？
って思いました。

全校生徒に関わる PTA 活動は 1 人あたり集金。草刈りとか？世帯でなく一人一人の集金が不平不満がなくいいかと。
入会=協力はなんの協力？
が 1 番の不明点です。
そもそも PTA 活動すら何してるか分からない人が過半数です。

今一度説明がてら事細かく提示するとを依頼します。

返答の連絡お待ちしております。

From: <[REDACTED]>

Date: 2025年2月17日(月) 10:37

Subject: 説明会意見

To: <hachihonmatsusho.pta@gmail.com>

- ・この度の説明会に会長が不在なことに疑問をもちました。不在であれば、その事を伝えてから説明会を始めるべきだった
- ・来年度からの PTA に関わる事なのに、説明会、配布されたプリント内容が薄っぺらすぎて話にならないと思った。説明会会場、会場内のイスの数、プリント内容が簡素化されすぎて、バカにされてる気持ちになった
かがやきルームではなく、体育館でちゃんとした説明会を行うべき内容であった
- ・説明会を開催する前に、現 PTA 会員である保護者に聞きとりがあるべきだった
- ・入会の同意を取る方向で進めるのであればプリントに書かれている Q&A では話にならない。もっと大切なことがあったはず
- ・会員になるメリットがなくデメリットしかない。それに対して、非会員にはデメリットがなくメリットしかない。
逆でなければ同意する保護者はいない
- ・非会員の子どもでも会員の子どもと平等に対応することはいいことではあるが、子どもたちに平等なら保護者にも平等の対応を取るべき
支払う会費は、我が子の為であって非会員の子どもの分まで負担するつもりはない
- ・今まで当たり前だと思って支払ってきた PTA 会費がどのように使われて、いくら残ってるか 収益や支出が見えない。
たかが何百円でも1年間でバカにならない金額である。
もっと明確にするべきだと思う
- ・入学説明会で会長がバザーなどで得たお金で卒業生への記念品購入などをしていると言った。では PTA 会費は何のために徴収しているのか。聞いていて説明会の時と話が違うと感じた。
- ・子どもが入学してからずっと制服リユースに疑問をもっている。
安くない制服を保護者から無償提供を行っているにも関わらず、お金を払って購入する事。
大切に着用されてきた制服を購入する事に疑問ではなく、無償提供で元手がかかってないが利益があるにも関わらず、大切な制服を提供した保護者にメリットがない。

・考えると疑問点はたくさん出てくる。

・このような感じでは今後 PTA 入会に同意できない

From: <[REDACTED]>

Date: 2025 年 2 月 17 日(月) 23:21

Subject: PTA について

To: <hachihonmatsusho.pta@gmail.com>

説明会で思ったことですが

・委員を廃止して、ボランティアという名のものになるのは賛成です。でもその話を、説明会で初めて知ったのですが、何か通知があったのでしょうか？私が、学校や PTA からの書面などを頂いたのに、目を通してなかったらすみません。

委員を廃止して、ボランティアとして行う予定。など、決まったことや予定など一旦保護者に連絡はないものでしょうか？

現在の保護者全員は、PTA 会員ではないのでしょうか？PTA 会員なのに、説明会で一緒にサラッと話が出るのも、正直納得はいきませんでした。

・子ども達のためにお金を払ったりすることは苦ではないですが、PTA 会費を支払い、役員をして…正直負担でしかない。

会員、非会員の子どもは平等にしてもらっても、会費を払う、払わないの保護者は平等だとは思えない。

・ここ数年、委員ではなく、ボランティアという名ものを募集されているのはいいのですが、正直特典のあるものなのに、ボランティアとは言えないと思う。

・運動会や発表会などは、優先座席などの特典がありますが、ベルマークのボランティア？は、何か特典があるのですか？何もないなら、ベルマークはボランティアでいいと思いますが。

・PTA 会員でないと、運動会、発表会などの特典付きの1日役員？にはなれないのですか？

八本松小学校創立50周年記念キャラクター



メインキャラクター
「はっしょうちゃん」



第2位
「ひとみちゃん」



第3位
「八石くん」